

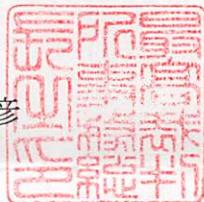
最高裁秘書第3687号

平成30年9月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年8月17日付け（同月20日受付、最高裁秘書第3407号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官会議（第6回）議事録（平成9年2月26日開催）抜粋部分（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分と理由

1の文書には、個人識別情報（署名、押印）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第6回）議事録

平成9年2月26日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 三好長官、園部、大西、小野、大野、千種、根岸、高橋、尾崎、河合、
遠藤、井嶋、福田、藤井各裁判官

三好長官議長席に着く。

議事

3 総務局関係事項について

涌井総務局長から、別紙第3に基づき、これから逐語録作成方法と速記官制度について及び最高裁判所長官又はその代理者の委員会への出席説明の運用について説明があり、原案どおり決定した。

午前10時51分散会

議長

秘書課長

(別紙第 3)

裁判官会議資料
(2月26日開催)

(平成9. 2. 26)

これからの逐語録作成方法と速記官制度について（案）

録音反訳検証実験報告書「提言編」に基づき、次のとおり方針を決定する。

- 1 速記官制度を取り巻く客観状況を踏まえ、今後増大すると予測される逐語録需要に的確かつ機動的にこたえるために、可及的速やかに録音反訳方式の導入を開始する。
- 2 逐語録作成の代替方法がある一方、速記官制度の基盤が将来的に極めて不安定な状況の中で特殊技能習得のための厳しい訓練を伴う速記官の養成を続けることは適当でないこと等にかんがみ、速記官の新規の養成は平成10年4月以降停止することとし、当分の間は現に在職している速記官による速記と録音反訳方式を併用する形で、緩やかに録音反訳方式への移行を図る。